

「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」 6月23日～29日は「男女共同参画週間」です

国では、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

町でも、平成28年3月に第2次白鷹町男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会を推進していますが、具体的な取組として、白鷹町立図書館との連携により今年度は以下の2点を実施します。

【1】男女共同参画図書コーナーを設置します

昨年度に引き続き男女共同参画図書の展示を行います。また、男女共同参画は最近皆さんもよく目にするようになったSDGs（持続可能な開発目標）の目標とも関連があるため、あわせて、SDGs関連図書も展示します。

ぜひこの機会に1冊手にとってみてはいかがでしょうか。



昨年度の様子

【2】男女共同参画川柳を募集します

男女共同参画図書コーナーに併設して、第2次白鷹町男女共同参画計画のスローガン、『男（ひと）と女（ひと）が互いに支え合い輝けるまち』をイメージした、男女共同参画川柳を募集します。

応募方法：男女共同参画図書コーナーに応募用紙と応募箱を準備しておりますので、投函ください。
特典：優秀賞3名の方には商品券2,500円分をプレゼント！



ごみ減量化・堆肥化の取り組みを補助します！

白鷹町美しい郷づくり推進会議では家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化を促進するため、個人または団体で行う取り組みに対し、容器等の購入や材料費の補助を行います。

①コンポスト容器・ごみ処理バケツの利用によるごみ減量の取り組み

- ・町内業者から容器等を購入した場合に、購入価格（消費税抜）の1/3の金額（百円未満は切捨）を補助します。

②生ごみ堆肥の発酵促進として使用するぼかし（I型）作りの取り組み

- ・材料の提供又は、町内業者から購入した材料の一部を補助します。



家庭から出るごみのうち、約90%が可燃ごみです。

そのうち、生ごみをコンポスト容器やごみ処理バケツを使って堆肥化すれば、ごみの量は30%程度（可燃物中の重量比）を減らすことができます。また、生ごみを毎日処理することができ、肥料として使うことができます。

生ごみに発酵促進としてぼかしを使用すれば、家庭内での資源循環が可能となります。ぜひこの機会に購入し、地球にやさしい生活を楽しんでみませんか。

【購入補助等の申し込み・お問い合わせ先】町民課くらし環境係 ☎ 85-6131

児童福祉制度・手当についてのお知らせ

【詳しい手続・ご相談】健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212

児童扶養手当

ひとり親の方や、親に代わって子どもを養育している方に対し、生活の安定・自立の促進とともに、子どものすこやかな成長を願って支給されます。

●児童扶養手当を受給できる方

18歳に達する年度末までの児童（心身に障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（配偶者が一定程度障がいの状態にある場合も含む）の父や母、または養育者

※次の場合などは、対象になりません。

- ・養育者の所得が一定額以上の場合
- ・養育者、対象児童が公的な年金を受けることができる場合
- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合

●一部支給停止措置について

手当を受けてから5年以上を経過した方（8歳未満の児童を監護する方を除く）は、就労などの実績がない場合、手当額が2分の1に減額されます。該当する方には適用除外のための届書を送付していますので忘れずに提出してください。

※減額対象にならない場合がありますので、詳しくは健康福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

●低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

■支給対象

1. 本年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方（県より支給済み）
2. 公的年金給付を受給しており、本年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（支給制限限度額を下回る者）
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※2、3の方は申請が必要です。健康福祉課子育て支援係へお問い合わせください。

■支給内容

対象児童1人あたり5万円

※詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

■支給内容 今年度の支給月は奇数月で、2カ月分が支給されます。

児童の数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	月額 43,160 円	月額 10,180 ～ 43,150 円
2人目	10,190 円を加算	5,100 ～ 10,180 円を加算
3人目以降 (1人につき)	6,110 円を加算	3,060 ～ 6,100 円を加算

※所得限度額を超えた場合は、一部支給となります。
※一部支給については、所得に応じてきめ細かく定められています。

■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および兄弟姉妹) の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

●現況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、毎年8月中に現況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、現況届の提出がないと8月分以降の手当を受けることができません。忘れずに、早めに提出ください。

各届出は期間内に
忘れずに提出してね



▲協定書を手にするテルス株式会社代表取締役黒澤利宏氏（左）と佐藤町長（右）

6月4日にテルス株式会社様と環境保全協定を締結しました。
この協定は、産業廃棄物処理施設の圧縮梱包施設入れ替えに伴い締結したもので、自然環境の保全や生活環境の確保を図ることを目的としたものです。

環境保全協定締結